

【お知らせ】 令和3年度 大分県高校生等奨学給付金(一部早期給付)について
(国公立高等学校等 用)

大分県では、国公立高等学校等の生徒に係る授業料以外の負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、以下のとおり国公立高等学校等に在学する生徒の保護者等に対し奨学給付金を支給します。
〔貸与型の奨学金とは異なり、返還は不要です。〕

【申請資格】

要件	<p>(1) 保護者等が、大分県内に住所を有していること。 ※ 保護者等が県外に住所を有している場合は、在住する都道府県にお問い合わせください。</p> <p>(2) 対象の高校生等が、高等学校等に在学していること ※ 高等学校等とは、高等学校・中等教育学校後期課程・専修学校高等課程・高等専門学校・高等学校専攻科等(特別支援学校の高等部は含まれません。)です。</p> <p>(3) 対象の高校生等が、高等学校等を卒業又は修了していないこと。</p> <p>(4) 保護者等が、道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていないこと。</p> <p>以下の①～③に該当する場合は、対象になりません。 ①他の都道府県から、同種の奨学金の給付を受けている場合。 ②高校生等が4月1日現在休学しており、年度内に復学する見込みがない場合。 ③高校生等が児童養護施設等に入所又は里親に養育を委託されており、措置費(見学旅行費又は特別育成費)の支給対象となっている場合。</p>
----	---

【奨学給付金支給額】 (対象高校生等一人当たりの支給額)

早期給付	区分 (4月1日現在)	生活保護(生業扶助) 受給世帯	生活保護(生業扶助)受給世帯以外の非課税世帯	
			第1子高校生等の場合	第2子以降の高校生等の場合
4～6月分	全日制・定時制	8,075円(相当額) (32,300円(年間予定額))	27,525円(相当額) (110,100円(年間予定額))	35,425円(相当額) (141,700円(年間予定額))
4～6月分	通信制		12,125円(相当額) (48,500円(年間予定額)) ※1世帯に通信制の対象生徒と全日制又は定時制の対象生徒がいる場合は、全日制又は定時制の対象生徒は「第2子以降」の扱いとする。	
4～6月分	専攻科		12,125円(相当額) (48,500円(年間予定額))	

※7～翌3月分については、7月1日現在における世帯区分の年額から4～6月分相当額を差し引いた額を給付します。なお、7月1日の世帯状況(所得・扶養の状況)が4月1日現在と変わった場合、変更となることがあります。

【提出書類】 ※対象世帯共通の提出書類と該当世帯ごとの提出書類を提出してください。

種別	提出書類	
共通	<p>①高校生等奨学給付金受給申請書</p> <p>②振込希望口座の通帳のコピー(口座名義及び口座番号が表示されている部分。用紙サイズA4)</p> <p>③在学証明書(高校生等が大分県外の学校に在学する場合のみ)</p>	
どちらか一方	生活保護(生業扶助)受給世帯の場合	<p>④生活保護受給証明書(申請する年の4月1日現在の状況が確認できるもの) ※生業扶助の受給の有無が確認できる書類とする。</p>
	生活保護(生業扶助)受給世帯以外の非課税世帯の場合	<p>⑤保護者等の地方税の状況が分かる書類(以下のいずれか) ・個人番号カードの写し等(届出書に添付のうえ提出) ※本人確認書類(運転免許証等)を併せて提示 ・令和2年度課税証明書(道府県民税及び市町村民税が分かるもの)</p> <p>⑥保護者等に扶養されている15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の者(対象となる高校生等及びその兄弟姉妹)の健康保険証の写し ただし、当該写しで国民健康保険証等扶養関係の確認ができない場合は、写しに加えて扶養申立書を添付。</p> <p>⑦家計急変により申請する場合は、大分県内の国公立高等学校等に在学する場合は事務室まで、それ以外の場合は下記提出先までお問合せください。</p>

【提出期限・提出先】

- 大分県内の国公立高等学校等に在学する場合は、在学する高等学校等が設定する期日までに、高等学校等へ提出してください。
- 大分県外の国公立高等学校等に在学する場合は、直接下記まで郵送してください。
令和3年6月30日(水)までに提出してください。

※上記期限までに提出されない場合には、4～6月分の一部早期給付は受けられません。7月以降に例年どおりの4月～翌3月分給付にかかるご案内を致しますのでそちらでの申請をお願いします。

提出先：〒870-8503 大分県大分市府内町3-10-1
大分県教育庁教育財務課 学校運営支援班 宛
TEL 097-506-5447